る条例の一部を改正する条例をここに公布する。 奈良県救護施設、 更生施設、 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関す

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山 下 真

## 奈良県条例第二十二号

奈良県救護施設、 更生施設、 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に

関する条例の一部を改正する条例

る条例 奈良県救護施設、 (平成二十四年十二月奈良県条例第三十号) 更生施設、 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関す の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

6 に個別支援計画を作成しなければならない。 救護施設は、 入所者の自立支援を行うため、 入所者の意向を踏まえ、 各入所者ごと

第二十五条第一項中 の下に「及び第六項」 「更生計画」 を加える。 を 「個別支援計画」 に改め、 同条第二項中 「第二項

第二十六条第一項中 「更生計画」 を 「個別支援計画」 に改める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。